

FoodExpo2022
岐阜県ブース 出展の案内

日本にとって有力な農林水産物・食品の輸出先である香港で開催される「FoodExpo」は、各地から多くのバイヤーが来場するアジア最大の食品見本市です。

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」という。）は、新たなバイヤーとの出会いや商談の機会を確保できるよう、同見本市に岐阜県ブースを設置し、県内企業に提供します。

※ 本事業はセンターの令和4年度予算に関わるものであり、予算成立等が事業実施の条件となります。

1. 【見本市について】

① 全体概要

見本市	Food Expo 2022
会 期	令和4年8月11日（木）～8月13日（土） ※ 見本市全体は、15日（月）で閉幕。
会 場	香港コンベンション&エキシビションセンター

② 岐阜県ブース概要

会期と会場	同上 ※ 岐阜県ブースはバイヤー向けのトレードホール内に設置
主 催	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

2. センターからの支援

- ① 岐阜県ブースに海外バイヤーとの商談や海外ビジネスを支援する海外展開コーディネーター及びアドバイザーを配置し、出展企業を支援します。
- ② 会期前後のブース設営、撤収に加え、会期中のブース運営をフォローします。
- ③ 「3. 出展者の資格」に該当する事業者に対し、出展料の1/2程度を助成します。
- ④ 岐阜県ブースのPRのためのパンフレット等を作成し、会期中に来場者に配布します。

3. 出展者の資格

- ① 岐阜県内に本社、又は事業所がある中小企業等(県内に本社を有する海外現地事業所の参加も可)で、「4. 出展対象品目」に掲げる製品を出品できること。
- ② 出展目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。プロモーションや調査が主目的ではないこと。
- ③ 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
- ④ 見本市の期間中、担当者がバイヤーと数量・金額・納品方法等の交渉、その他取引条件の提示等といった具体的な商談を行えること。
- ⑤ 見本市に出品後も海外からの引き合いに対応可能な担当者がいること。
- ⑥ 本見本市後にセンターが実施する成果把握のためのアンケートに協力すること。
- ⑦ 本商談会に対して交付される国、県、その他の機関からの補助金等を重複して受けていない、若しくは受ける予定がないこと。

4. 出展対象品目

「食品および飲料製品」に該当する香港で販売可能な日本産の低次加工食品または日本産原料を使用した高次加工食品。

または、香港で販売可能な日本産の食器、調理器具および台所関連用品。

5. 募集企業数

8社程度（予算の範囲内で募集）

6. 出展料

小間料（9㎡）	USD 4,345.00
早期申込割引（10%）	△USD 434.50
オンラインパッケージ（1社当たり）	USD 420.00
香港政府からの助成金	△USD 1,282.00
合計（センター助成前）	USD 3,048.50

✓ センターからは日本円で請求し、支払い時の為替レートに応じて請求額が計算されます。

✓ 小間料には、小間代・基本装飾・備品等を含みます。

✓ 複数小間、0.5小間での申込も可能です。

① 出展者が負担するもの

- ・ 出展に係る渡航費・滞在費
- ・ 出展物の輸送費
- ・ レンタル備品に係る費用（追加電源や小間備品レンタル代）
- ・ 個別に手配する通訳費用

② センターが負担するもの

- ・ 岐阜県ブースに配置されるアドバイザー謝金
- ・ 岐阜県をPRするパンフレット等の手配費用

7. 事業実施について

6・7月頃を目途に、渡航制限等の状況を勘案し事業の実施が困難と判断される場合は、岐阜県ブースの設置を中止する場合があります。

その場合、キャンセル料は発生しないため、センターからの請求はありませんが、出展中止に伴い発生した航空券や輸送費等に関するキャンセル料等について、センターは一切関知しません。

8. 留意事項

① 出展者は、渡航及び現地滞在に際し、各国政府の規制・要請に従ってください。また、感染症等への対策にあたっては、開催地政府及び主催者の定める法令・規則・ルール等も遵守してください。

② 本書面に定めのない事項は、センターがその対応を決定します。

政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。

③ 本書面の記載に反する行為があった場合や申込内容に虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし、出展をお断りすることがあります。

④ 出展申込をした企業またはその役員が、違法な行為または違法ではないが著しく不正な行為

を行った疑いが明らかとなり、出展することがセンターの信用を毀損する恐れがある場合は、出展をお断りすることがあります。

- ⑤ 岐阜県ブースの基本構成、小間位置等はセンターが決定します。ご希望に添えないことがありますのでご了承ください。
- ⑥ 出展の権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- ⑦ 出展負担金未納による出展はできません。
- ⑧ 岐阜県ブースの設置については、本見本市主催者及び政府の要請等を勘案しつつ、6-7月を目途に最終的に決定します。申し込みの際は、岐阜県ブースの設置が中止となる可能性があることをあらかじめご留意ください。

9. 免責規定

- ① 天災、感染症の蔓延、交通機関の乱れ、現地情勢等に鑑み、主催者やセンターの判断により本事業の全部または一部が変更・延期・中止となることがあります。
その場合、出品に要した経費や事業の変更・延期・中止に起因・関連する一切の損害（航空券代等のキャンセルを含みますが、これに限られません）について、センターはこれを負担しません。
- ② 見本市会期中及びその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難、破損等のいかなる損害についても、センターは一切の責任を負いません。